

中心市街地主要公共施設再配置等調査検討業務の委託に係る  
公募型プロポーザル審査基準

「中心市街地主要公共施設再配置等調査検討業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」4-(1)-②に規定する審査基準は次のとおりとする。

参加資格審査については、実施要領「4-(1)-①ーア」及び実施要領「5-(1)-②ーウ」に定める担当課において行う。

提案書等の審査については、実施要領「4-(1)-①ーイ」に定める選考審査委員会において行う。

（参加資格審査）

参加資格審査における実績は「参加資格審査の通過にかかる評価点」に関わるため、同種を優先し記載すること。

	評価項目	主な評価基準	配点 <sup>※1</sup>
(1)	法人の実績	・本業務に必要な実績	20
(2)	技術者の状況等	・本業務に必要な実績 ・他業務の状況に基づく専任割合	30
参加資格審査の計			50

※1 応募者1者あたりの配点

（提案書等の審査）

	評価項目	主な評価基準	配点 <sup>※2</sup>
(3)	業務実施体制	・業務に従事する配置予定人員の役割分担の明瞭性 ・配置予定人員と市との間において確保される連絡調整体制の信頼性	20
(4)	業務理解度	・計画地における現状と課題に対する認識の適切さ	10
(5)	実施方針等	・上記の業務理解度を踏まえた実施方針の妥当性と業務参加への意欲等	20
(6)	技術提案	業務区分1	50
		業務区分2	
(7)	その他	・本事業全般に関しての効果的な提案内容の妥当性	
提案書等の審査の計			100

※2 選考審査委員会委員1人あたりの配点